

令和6年10月からの
児童手当の制度改革について

	主な改正内容	必要な手続き
1	所得制限(特例給付)の廃止 所得制限が廃止され、 所得に関係なく児童手当が支給されます。	令和6年9月現在、 ○ 特例給付を受給している方 → 手続き不要 令和6年10月下旬以降、順次、 新制度で認定した結果を送付します。 ○ 手当を受給していない方 → 認定請求書を提出
2	支給期間の延長 支給期間が、 中学校修了までから、 高校生年代までに延長されます。	令和6年9月現在、 ○ 手当を受給しており、高校生年代の子が 算定児童として登録されている場合 → 手続き不要 令和6年10月下旬以降、順次、 新制度で認定した結果を送付します。 ○ 手当を受給しているが、高校生年代の子が登録 されていない場合 → 額改定認定請求書を提出 ○ 手当を受給していない場合 (高校生年代以上の子のみを養育している場合等) → 認定請求書を提出
3	第3子以降の手当の増額 第3子以降の児童の手当額が 月額30,000円に増額されます。	手続き不要 令和6年10月下旬以降、順次、 新制度で認定した結果を送付します。
4 裏面参照	児童数のカウント方法の変更 児童として数える期間が、 高校生年代までから、 22歳年度末までに拡充されます。	大学生相当の子(H14.4.2～H18.4.1生まれ) の生計費を負担している場合 → 認定請求書 または 額改定認定請求書 監護相当・生計費の負担についての確認書 を提出
5	支払回数の変更 支払回数が、 年6回(偶数月)になります。	手続き不要 振込口座を変更される場合は、 支払月の前月15日までに手続きが必要です。

改正前後の手当月額について

【改正前】(令和6年9月分まで)				【改正後】(令和6年10月分～)			
児童の年齢	児童手当	特例給付	➡	児童の年齢	第1子・第2子	第3子以降	
3歳未満	15,000円	5,000円		3歳未満	15,000円	30,000円	
3歳以上～小学生(第1子・第2子)	10,000円			3歳以上 ～ 高校生年代	10,000円		
3歳以上～小学生(第3子以降)	15,000円						
中学生	10,000円						

「監護相当・生計費の負担についての確認書」について

18歳年度末から22歳年度末(大学生相当)の子についても、児童の人数として数える対象となります。

- 18歳の誕生日後の最初の4月1日から、22歳の誕生日後の最初の3月31日まで(平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれ)のお子さんが対象です。
- 子の修学、就労、婚姻、出産にかかわらず、対象の子の生計費を負担している場合は、多子加算の対象となりますので、該当の方は「監護相当・生計費の負担についての確認書」を添えて申請してください。
- 18歳年度末到達後(高校卒業後)も、引き続き多子加算の算定を受けるには、**4月1日の翌日から15日以内に「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。**期限までに提出がない場合、多子加算が受けられない月が発生しますので、ご注意ください。
- 子の通学先が二年制大学や専門学校等により、22歳年度末より前に卒業を迎える場合、卒業後も引き続き多子加算の算定を受けるには、**卒業年月日の翌々日から15日以内に「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。**期限までに提出がない場合、多子加算が受けられない月が発生しますので、ご注意ください。
- 子が修学していない期間は、毎年現況届の提出が必要となります。

年度切替について

年度切替の時期が、6月から8月へ変わります。

所得制限廃止後も、父母のうち所得の高い方が受給者となるため、毎年年度切替の時期に所得状況等の確認を行います。
所得の審査年度については、下記のとおりです。

手当月	令和6年												令和7年												令和8年											
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7						
支払月	6月				10月				12月		R7.2月		4月		6月		8月		10月		12月		R8.2月		4月		6月		8月							
所得の 審査年度	令和5年度 (令和4年1月～ 12月の所得)				令和6年度 (令和5年1月～12月の所得)												令和7年度 (令和6年1月～12月の所得)																			
所得制限	所得制限あり(旧制度)								所得制限なし(新制度)																											

申請期限について

- 令和6年10月分の手当から新制度となり、初回の振込は令和6年12月中旬(令和6年10月・11月分)となります。**期限までに提出がない場合や不備がある場合は、手当の支給が遅れる可能性がありますのでご注意ください。**
- 経過措置として、**令和7年3月31日(月)までに**受付した申請は、令和6年10月分手当まで遡及して審査し、新制度での手当額を順次支給します。**令和7年4月以降の申請は、申請の翌月分の手当から支給(増額)となりますので、ご注意ください。**
- 制度改正に係る手続きについては、**原則郵送**での受付となります。**市民課・渋谷分室・中央林間分室では受付できませんので、ご注意ください。**

大和市 こども部 こども総務課

〒242-8601 大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター2階
電話番号:046-260-5608(直通)
受付時間:8時30分～17時00分 ※土日・祝日・年末年始を除く